

第15回 峰山町・大宮町・網野町・丹後町 ・弥栄町・久美浜町合併協議会（議事概要）

日 時 平成15年11月12日（水）AM10：00～AM10：40

場 所 丹後地域職業訓練センター

出席者 42人（8人欠席）

傍聴者 0人

報告

- （1）廃置分合の決定について
- （2）京丹後市準備局の設置について
- （3）平成15年度峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町
合併協議会補正予算（第1号）について
- （4）合併準備の状況について

議題

- （1）京丹後市「市章」の選定について
- （2）会議録について
- （3）その他

議事経緯

開会

会長あいさつ

会議成立確認

報告事項

- （1）報告第1号 廃置分合の決定について

濱岡会長

第14回協議会で全ての協定項目の確認を受け、8月11日に合併協定調印式を開催。その後、各町の9月議会において、6町の廃置分合（合併）議案を提案し、9月18日に6町全ての議会で議決。この6町の議決を受け、翌19日に6町長と議長とで、京都府の山田知事に合併申請書を提出。京都府の方では、6町の合併申請を受け、知事から9月議会に提案し、10月10日の府議会での議決を受け、10月14日付けで廃置分合が決定。この決定と併せて、京都府から国に届け出が行われ、それに基づき、去る11月4日付けの官報で告示がされた。

総務省告示第669号 市町の廃置分合

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条の第1項の規定により、京都府中郡峰山町、同郡大宮町、竹野郡網野町、同郡丹後町、同郡弥栄町及び熊野郡久美浜町を廃し、その区域をもって京丹後市を設置する旨、京都府知事から届出があったので、同条第6項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成16年4月1日からその効力を生ずるものとする。

平成15年11月4日

総務大臣 麻生 太郎

(2) 報告第2号 京丹後市準備局の設置について

濱岡会長

来年4月1日の京丹後市のスタートに向け、万全の準備を行うための体制をとる必要があると判断し、9月19日付で「京丹後市準備局」という組織を立ち上げた。体制は、従来の協議会事務局職員があたることとし、新たに準備局長として網野町の三浦課長を専任職員として任命した。

組織としては、新市の組織、人事の事務を所掌する「人事班」、予算、財政計画を所掌する「予算編成班」、法令、文書等を所掌する「法令班」、庁舎整備、財産等を所掌する「庁舎整備班」、そして、新市の電算システムや各種事務事業の移行調整を所掌する「調整班」の5班21人、加えて各町の課長等75人も準備局職員兼務として、事務にあたることとしている。

(3) 報告第3号 平成15年度峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町
・久美浜町合併協議会補正予算(第1号)について・・・承認

主な意見 特になし

(4) 報告第4号 合併準備の状況について

準備局

新市の組織機構については、去る7月23日に開催された第13回合併協議会で「事務機構及び組織の取り扱いに関すること」が確認されており、その中で現在の6町の庁舎の有効活用、住民サービスが低下しないことを配慮したうえで、新市における組織・機構の整備方針に基づき整備するとしている。

峰山庁舎には議会事務局、会計課、部として企画政策部、総務部、保健福祉部、医療事業部を配置。さらに監査委員事務局、峰山市民局も配置する。大宮庁舎は、生活環境部、農林部、それから教育委員会事務局、それと市民局を配置。網野庁舎には、企画政策部の中の情報センター、建設部、上下水道部、商工観光水産部と市民局を配置。丹後庁舎には、商工観光水産部のうち水産課と市民局を配置。それから弥栄庁舎は市民局、久美浜庁舎には農業委員会事務局と市民局を配置するという組織・機構図となっている。

各市民局の組織としては、総務、市民生活、税務を担当する地域総務課、保健福祉を担当する地域福祉課、商工観光、建設、農林、上下水道を担当する地域事業課の三つの課と教育委員会の分室を設置。各庁舎の職員数は現職員の半数程度を確保し、住民サービスの低下を招かないよう配慮している。

新市の条例・規則の取り扱いについては、今年6月25日の協議会において「各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさないよう整備する」という確認をいただいている。合併後の市政執行上空白期間が許されないため、市長の職務執行者の専決処分により即時に制定し施行させる必要のある条例が、現時点では230件予定されている。

新市の予算編成については、合併の効果である行政経費の削減が強く求められているところであり、京丹後市の初めての予算が真に住民のための予算となるよう予算編成方針を全職員に通知し、編成作業に精力的に取り組んでいる。合併の場合の予算については、新市発足後50日以内に市長、議員の設置選挙を実施することから、市長職務執行者が4月から6月まで3ヶ月間の暫定予算を4月1日に専決処分することになっている。遺漏のないよう適正に取り組んでいきたい。

協議事項

(1) 協議第1号 京丹後市「市章」の選定について・・・・・・確認

準備局

新市の市章については、合併協議の中で「町の慣行の取扱いに関すること」という項目の中で「合併前までに調整の上、新市に移行する」ことを確認済み。これに基づき、11月28日を期限として募集を行っており、6町内にチラシの新聞折込みを行い、協議会だよりで周知を行うとともに、協議会と6町のホームページにも掲載し広く呼びかけを行っている。

応募していただいた作品の選定方法については先行事例等を参考に、新たに専門家も加え選定委員会を設置し、ここで3点程度に絞込み、合併協議会での協議により決定をしたいと考えている。

委員には、京都工芸繊維大学の木村光佑学長、京都市美術館の上平貢館長、協議会から町長の代表として濱岡会長、議会の代表として久美浜町の清水議長、さらに新市計画策定小委員会の3号委員である峰山町の中山委員、大宮町の養父委員、網野町の沖田委員、丹後町の下田委員、弥栄町の行待委員、久美浜町の奥田委員、女性委員の代表として弥栄町の植野委員に参加していただく予定である。

(2) 第15回協議会の会議録について・・・・・・確認

12月中旬に公開する。